

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その55)

新企業年金基金のしくみについて ~経過措置給付~

Q

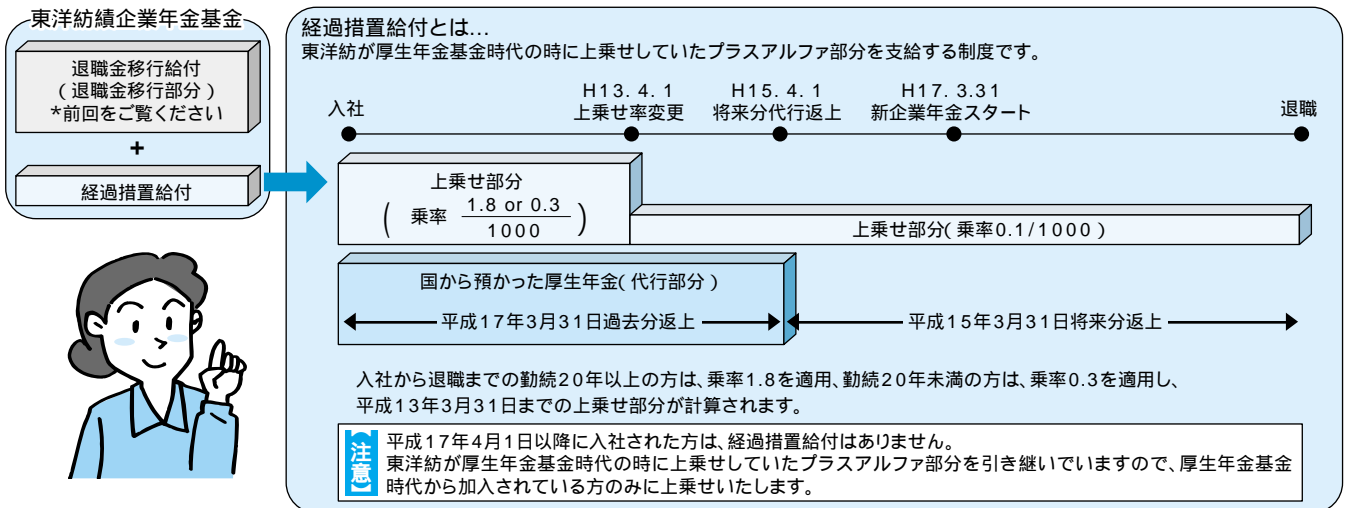
平成17年3月31日に新企業年金基金に移行したとのことですが、新制度では、「退職金移行給付」と「経過措置給付」が支給されるとうかがいました。「経過措置給付」とは、どのようなしくみなのでしょう？

A

「経過措置給付」とは、旧厚生年金基金時代に、国から預かった厚生年金（代行部分）に上乗せしていたプラスアルファ部分の年金を支給する制度のことです。退職金移行給付が新企業年金制度のメイン給付になるのに対し、経過措置給付は厚生年金基金時代の名残りとして引き継いだ制度ですので、新企業年金基金発足後に入社した方には適用しません。

平成17年3月31日以前に入社した社員の方は、勤続年数に関わらず、経過措置給付がありますので、退職時に「終身年金」・「5年有期年金」・「一時金」の中から給付選択を行っていただきます。

経過措置給付のしくみ



【参考】厚生年金基金の制度改正の流れ

平成13年4月1日 上乗せ部分の給付乗率を0.1/1000に変更

平成15年4月1日 【将来期間分の代行返上】
現役社員の認可日以降の厚生年金代行部分を国に返上

平成17年3月31日 【過去期間分の代行返上】
社員・退職者・受給者の方の過去期間分の厚生年金代行部分を国に返上

厚生年金基金から、新企業年金基金へ移行しました



経過措置給付の選択

退職時に『終身年金』・『5年有期年金』・『一時金』の中から選択していただきます。

終身年金	60歳から終身支給
5年有期年金	60歳から5年間支給 60歳未満、または60歳から65歳までの間に亡くなられた場合は、遺族一時金有り
一時金	退職時に一時金で受け取る

経過措置給付の選択については、次回に詳しく説明いたします。

*今後とりあげてほしいご質問等がございましたら、shakaihoken_well@staff.toyobo.co.jpまでメールしてください。